



2022年2月10日

各 位

会社名 クックパッド株式会社
代表者名 代表執行役 岩田 林平
(コード番号: 2193 東証第一部)
問合せ先 執行役 犬飼 茂利男
電話番号 050 (3142) 1532

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月25日に開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、所定の変更を行うものであります。

(2) 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子適用措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子適用措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年3月25日

定款変更の効力発生日 2022年3月25日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第15条～第19条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置)</u></p> <p>第20条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第21条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 現行定款第14条(株主総会の招集)の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 1. <u>変更前定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第20条(株主総会資料の電子提供措置)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3. <u>本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>